

開拓の碑及び史跡標柱に対する助成について

(趣旨)

浦臼町の区域内に所在する開拓の碑及び史跡標柱（以下「開拓記念碑等」という。）について、歴史的遺産の環境保存を図ることを目的とした整備を行うための、経費として一部助成を行っています。

(定義)

開拓記念碑等とは、野外に建立された次に掲げるものをいいます。

(1) 開拓の碑

青木六蔵翁積徳碑	和心板東土功組合創立顕彰記念碑
友成農場発祥之地謝恩之碑	康済関矢才五郎翁頌徳碑
森川翁頌徳碑	山口多門次翁頌徳碑
澤田翁頌徳碑	北越植民社農場開基百年記念碑
友成翁頌徳碑	北越揚水組合創立二十周年記念碑
岸翁彰徳碑	沃土新たに晩生内圃場整備記念碑
元宮内省鶴繁殖地碑	墾闢之功碑
黄臼内川水利組合記念碑	岩村農場開基百年記念碑
菅原翁頌徳碑	※岩村翁彰徳碑
聖園創始記念之地碑	岩村農場貳拾五年記念碑
聖園創祖前代議士武市安哉之墓碑	坂口茂次郎翁顕彰之碑
小野田卓弥君碑	

(2) 史跡標柱

龍馬の甥坂本直寛屋敷跡

(所有者とは)

開拓記念碑等の所有者とは、現に所有し管理する者又は所有者が不明の場合は長年にわたり、それらを保存、管理した実績のある者といたします。

(助成金の交付内容)

町は、開拓記念碑等の所有者が開拓記念碑等を環境保存のために補修するときは、次により助成金を交付いたします。

- (1) 助成金の交付手続き等は、浦臼町振興事業補助金等交付規則（昭和 51 年浦臼町規則第 1 号）に基づき、予算の措置の範囲内で行う。
- (2) 助成金の額は、補修に要する費用の 2 分の 1 に相当する額とする。ただし、その額が 30 万円を超えるときは 30 万円とする。

（平成 25 年 4 月 1 日から実施しております。）